

浜松市国道及び県道の道路占用工事及び承認工事に伴う路面復旧基準

令和8年4月1日施行

1 目的

この基準は、浜松市の管理する国道及び県道の道路占用工事及び承認工事に伴い、道路の機能を掘削前の路面状態に復旧することを目的として定めたものである。

2 適用する仕様書等

この基準に適用する仕様書等は土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に定めたものとし、これによらない事項については道路管理者及び道路占用者又は道路工事施工者で協議し定めるものとする。

3 舗装道の場合

3-1 掘削

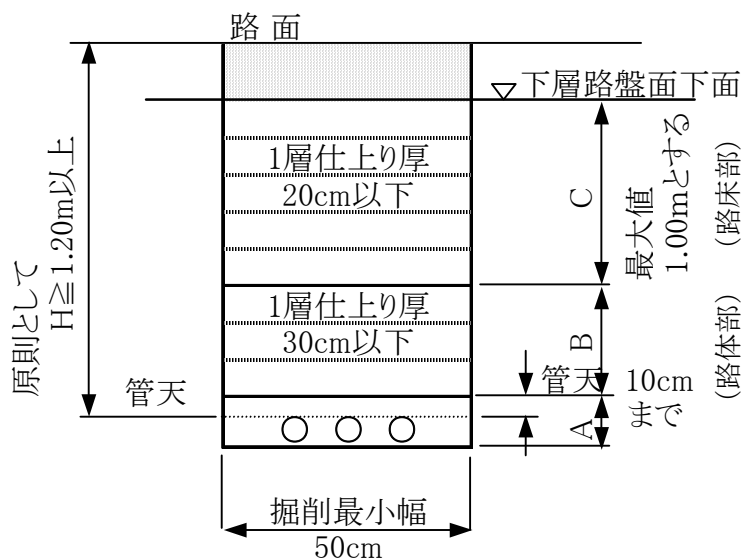
舗装のとりこわしは、原則としてカッターにより施工し、掘削の最小幅は50cmとすること。アスファルト廃材については、再生アスファルトプラントに搬出すること。

3-2 埋戻し

掘削後の埋戻しは、タンパー、振動コンパクター、振動ローラ、タイヤローラ、水締め等により締め後の1層仕上り厚20cm以下（路体部については30cm以下）を標準とし、所定の締め度を得ること。

（図-1の埋戻し施工図によること。）

図-1



3-3 埋戻し材料

埋戻し材料は表-1に示すとおりとする。

表-1

位置(図-1 参照)	記号	材 料 規 定
下層路盤下面より 1.00m まで (路床部)	C	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料とし担当者の承認を得たもの。
管天 10cm から下層路盤 下面 1.00m まで (路体部)	B	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び(再生)クラッシャーラン、中央混合方式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料とし担当者の承認を得たもの。
管天 10cm まで	A	0.075mm ふるい通過量 10%以下の不洗の山砂、海砂、砂、再生砂 ^{注1)} 、スクリーニングス、一般廃棄物の焼却灰を原料とする溶融スラグ(※2)、ダスト、スコリア、風化した岩石屑(ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)

※1 再生砂として再生コンクリート砂(コンクリート塊から製造した砂)を使用する場合は、六価クロムについて平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合していることを確認すること。

※2 「浜松市の公共工事における溶融スラグ有効利用ガイドライン」の適用のあるものに限る。

3-4 仮復旧工

表層工は、4cm以上の加熱アスファルト混合物(密粒度アスコン又は再生密粒度アスコン)で舗装し、表層工、路盤工の施工は、下層路盤材が再生下層路盤材又はクラッシャーランの場合は表-2を又中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材の場合は、表-3を標準とし施工する。なお、埋戻しにおいてタイヤローラによる締め固めが可能な場合は表-4、表-5を標準とする。路面標示類は交通安全確保のため常温式ペイントで必ず原形復旧すること。

仮復旧の期間は一ヶ月以上とし、常に良好な路面状態を保つように努め、車両等による自然転圧を行い、完了後速やかに本復旧を実施すること。

なお、やむを得ず仮復旧の期間が一ヶ月以上とれない場合については、1ランク上位の交通区分の舗装構造にて本復旧を実施すること。(表-6参照)

表-2 路盤材料 (再生)クラッシャーラン使用の場合の仮復旧工法

種 別	N ₁ ~N ₃ 交通	N ₄ 交通	N ₅ 交通	N ₆ 交通	N ₇ 交通
仮 復 旧 構 造 図					

※ 路盤工は、下層路盤工として使用できるものとする。

※ 本復旧を見据え、上層路盤工までの施工も可能である。

表-3 路盤材料 中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材使用の場合の仮復旧工法

種 別	N ₁ ~N ₃ 交通	N ₄ 交通	N ₅ 交通	N ₆ 交通	N ₇ 交通
仮 復 旧 構 造 図					

- ※ 路盤工は、下層路盤工として使用できるものとする。
- ※ 本復旧を見据え、上層路盤工までの施工も可能である。

表-4 路盤材料 (再生)クラッシュラン使用の場合の仮復旧工法
(タイヤローラによる締め固め可能な場合)

種 別	N ₁ ~N ₃ 交通	N ₄ 交通	N ₅ 交通	N ₆ 交通	N ₇ 交通
仮 復 旧 構 造 図					

- ※ 路盤工は、下層路盤工として使用できるものとする。
- ※ 本復旧を見据え、上層路盤工までの施工も可能である。

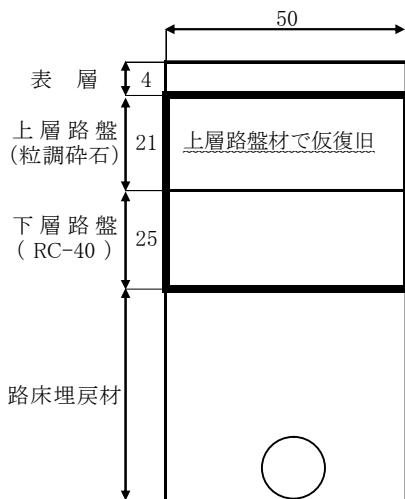
表-5 路盤材料 中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材使用の場合の仮復旧工法
(タイヤローラによる締め固め可能な場合)

種 別	N ₁ ~N ₃ 交通	N ₄ 交通	N ₅ 交通	N ₆ 交通	N ₇ 交通
仮 復 旧 構 造 図					

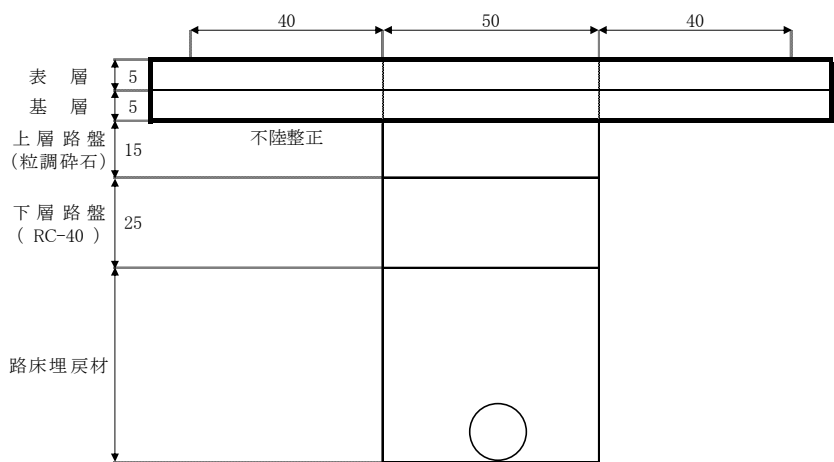
- ※ 路盤工は、下層路盤工として使用できるものとする。
- ※ 本復旧を見据え、上層路盤工までの施工も可能である。

表-6 仮復旧期間による舗装復旧標準構造適用種別

	仮復旧期間	
	一ヶ月以上	一ヶ月未満
本復旧における適用種別	N ₁ ～N ₃ 交通	N ₄ 交通
	N ₄ 交通	N ₅ 交通
	N ₅ 交通	N ₆ 交通
	N ₆ 交通	N ₇ 交通
	N ₇ 交通	N ₇ 交通



仮復旧断面図



本復旧断面図

図-2 路盤先行工法による復旧断面図(例)

3-5 本復旧

3-5-1 本復旧の舗装構成

3-5-1-1 舗装構成

本復旧の舗装構成は原則として、埋戻しにおける締め固め機械の機種に応じ「占用工事舗装復旧標準構造図」によること。なお、上層路盤は、粒調碎石 (M-30)、中央混合方式によるセメント(石灰)安定処理材又は中央混合方式による瀝青安定処理材とするが、従来のものが瀝青安定処理材を使用している場合はこれに準ずる。また、既設舗装と著しく異なる場合は担当者で協議し決定すること。

なお、舗装切断は表-7「道路占用工事に伴う路面復旧基準(切断方法)区分表」を標準とする。

舗装切断は垂直とし、切断面にL型止水テープ又はクラック防止テープを設置するものとする。

また、舗装切断しない構造物端部についてもL型止水テープ又はクラック防止テープを設置するものとする。

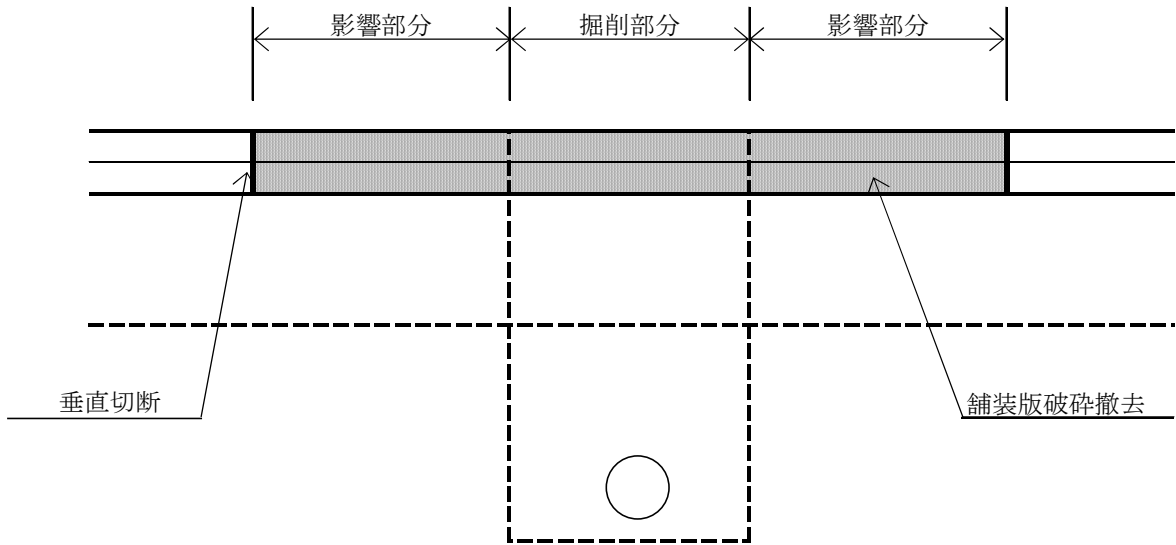


図-3 舗装復旧範囲の舗装切断

L型止水テープ、クラック防止テープの規格は以下のとおり。

【L型止水テープ規格】

L型止水テープは厚さ3mm、高さについては舗装厚さ（30mm、40mm、50mm）、底板厚さ25mm以上のものを使用するものとする。

高さは基本的に舗装厚さと同一とするが、現地状況等も踏まえ高さの変更を可能とする。

ピタッとL型止水テープ ニチレキ株式会社
RC目地シールL字型 東亜道路工業株式会社

上記同等製品のものを使用すること。

また、L型止水テープ施工標準図については図-4を参照のこと。

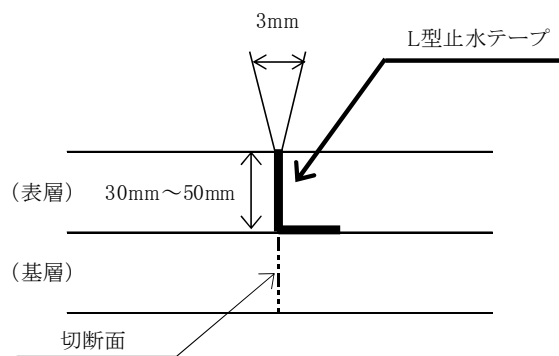


図-4 L型止水テープ施工標準図

【クラック防止テープ規格】

幅30mm以上 厚さ5mm以上

セロシールSSテープII型 ニチレキ株式会社
RC目地シール 東亜道路工業株式会社

上記同等製品のものを使用すること。

また、クラック防止テープ施工標準図については図-5を参照のこと。

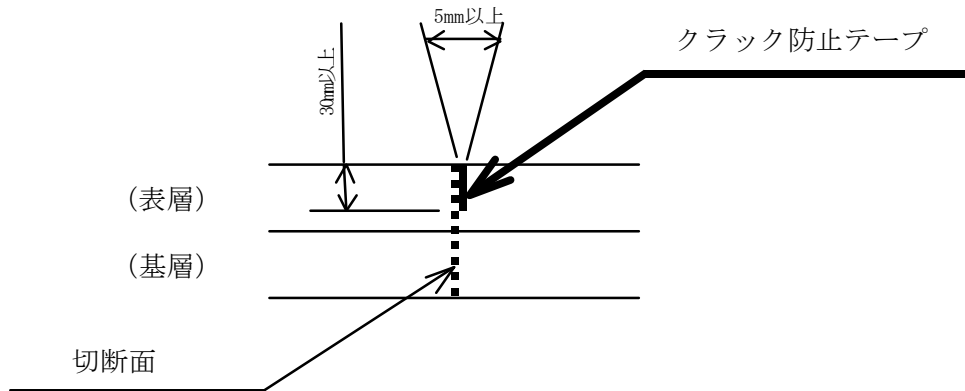


図-5 クラック防止テープ施工標準図

表-7 道路占用工事及び承認工事に伴う路面復旧基準（切断方法）区分表

箇所区分		標準切断方法	標準復旧方法
車道部 (路肩含む)		垂直切断	切断面にL型止水テープ又はクラック防止テープを貼付ける
歩道部	通常	垂直切断	切断面にL型止水テープ又はクラック防止テープを貼付ける
	車道乗入れ部		

3-5-1-2 路面標示類

路面標示類は、交通規制と交通安全のため、溶着式ペイントで原形復旧すること。

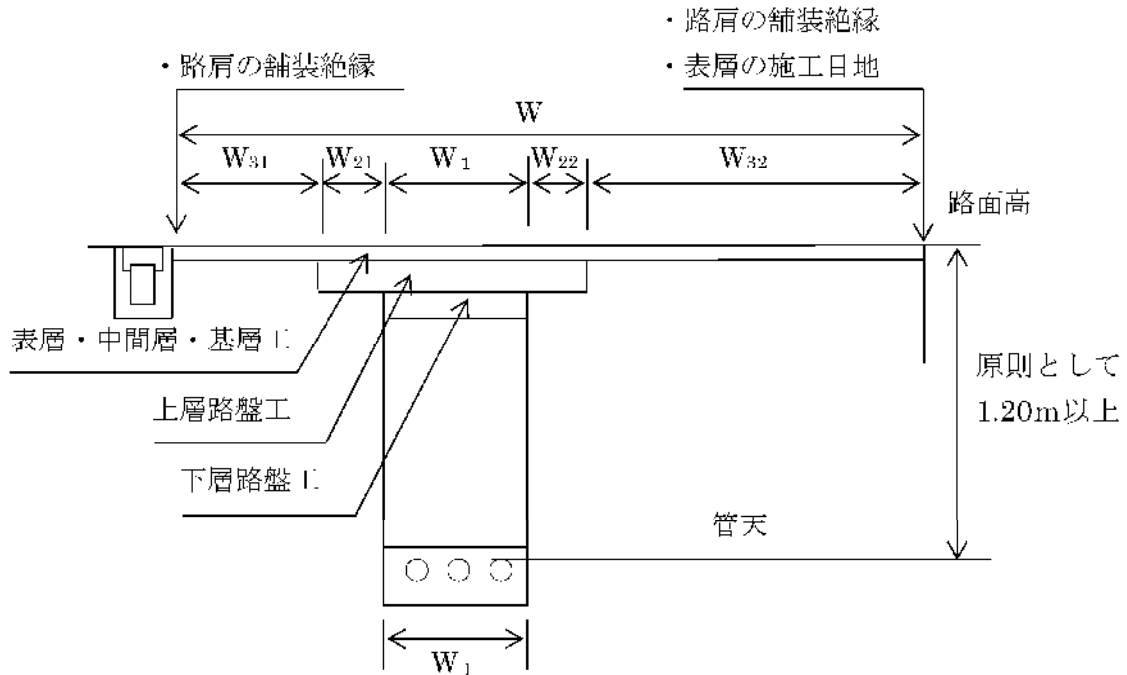
3-5-1-3 復旧面積

舗装復旧面積は、各層の復旧幅に延長を乗じて求めた積とする。

3-5-2 アスファルト舗装(車道)の路面復旧幅

アスファルト舗装(車道部)の復旧幅は、図-6を標準とする。

図-6



W：各層の復旧幅

W_1 ：掘削幅（最小幅 50cm）

W_{21} 、 W_{22} ：影響幅、舗装復旧標準構造図の上層路盤工、下層路盤工の合計厚さとする。

W_{31} 、 W_{32} ：残幅(車道中心線と直角方向の影響部 W_{21} 、 W_{22} の端から舗装の絶縁（路肩、車道の中心の絶縁）まで）

- ・下層路盤の復旧幅 (W) = W_1
- ・上層路盤の復旧幅 (W) = $W_1 + W_{21} + W_{22}$
- ・表層工、中間層工、基層工

(1) W_{31} (残幅) $\geq 1.20\text{m}$ 、 W_{32} (残幅) $\geq 1.20\text{m}$ の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22}$$

(2) W_{31} (残幅) $\geq 1.20\text{m}$ 、 W_{32} (残幅) $< 1.20\text{m}$ の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{32}$$

(3) W_{31} (残幅) $< 1.20\text{m}$ 、 W_{32} (残幅) $\geq 1.20\text{m}$ の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31}$$

(4) W_{31} (残幅) $< 1.20\text{m}$ 、 W_{32} (残幅) $< 1.20\text{m}$ の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31} + W_{32}$$

3-5-3 コンクリート舗装

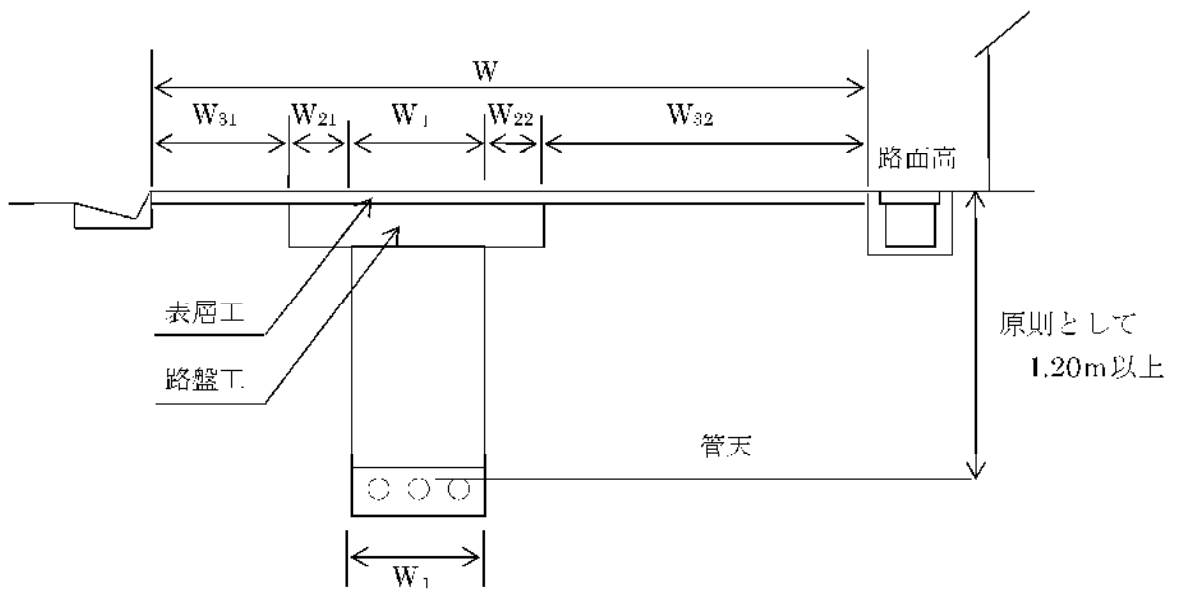
復旧は、原則としてコンクリート版 1 枚単位とする。ただし、コンクリート版 1 枚単位としての機能を有するよう復旧する場合は、この限りでない。

また、これによりがたい場合は担当者と協議し決定すること。

3-5-4 アスファルト舗装(歩道部)の路面復旧幅

アスファルト舗装(歩道部)の復旧幅は図-7 を標準とする。

図-7



W：各層の復旧幅

W_1 ：掘削幅（最小幅 50cm）

W_{21} 、 W_{22} ：影響幅、舗装復旧標準構造図の路盤工の厚さとする。

W_{31} 、 W_{32} ：残幅(歩道中心線と直角方向の影響部 W_{21} 、 W_{22} の端から舗装の絶縁までが 50cm 未満は施工)

- ・路盤工の復旧幅 (W) = W_1 (最小幅 50cm)

- ・表層工の復旧幅 (W)

(1) W_{31} (残幅) ≥ 50 cm、 W_{32} (残幅) ≥ 50 cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22}$$

(2) W_{31} (残幅) ≥ 50 cm、 W_{32} (残幅) < 50 cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{32}$$

(3) W_{31} (残幅) < 50 cm、 W_{32} (残幅) ≥ 50 cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31}$$

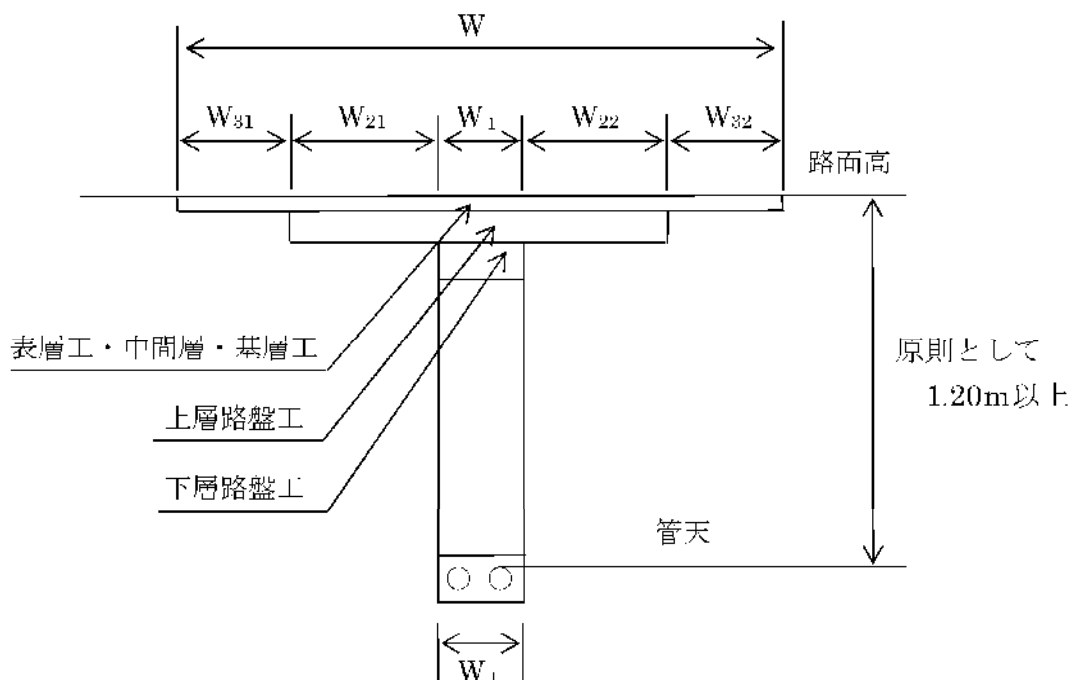
(4) W_{31} (残幅) < 50 cm、 W_{32} (残幅) < 50 cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31} + W_{32}$$

3-5-5 道路を横断占用する場合

3-5-5-1 車道横断の路面復旧幅は図-8を標準とする。

図-8



W : 各層の復旧幅

W_1 : 掘削幅 (最小幅 50cm)

W_{21} 、 W_{22} : 影響幅、舗装復旧標準構造図の上層路盤工、下層路盤工の合計厚さとする。

W_{31} 、 W_{32} : 影響幅(最小幅 25cm)

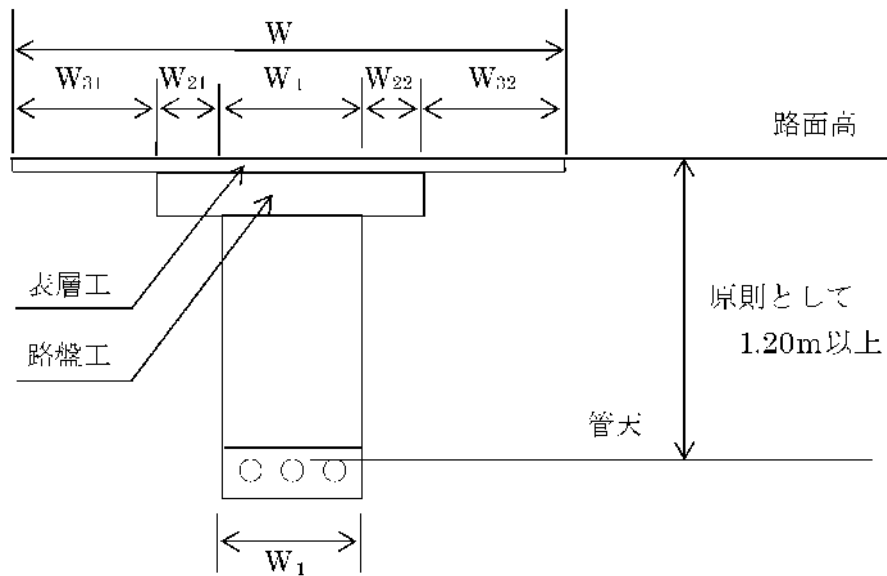
・下層路盤の復旧幅 (W) = W_1 (最小幅 50cm)

・上層路盤の復旧幅 (W) = $W_1 + W_{21} + W_{22}$

・表層工、中間層工、基層工 (W) = $W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31} + W_{32}$ (最小幅 3.0m)

3-5-5-2 歩道横断の復旧幅は図-9を標準とする。

図-9



W：各層の復旧幅

W₁：掘削幅（最小幅 50cm）

W₂₁、W₂₂：影響幅、舗装復旧標準構造図の路盤工の厚さとする。

W₃₁、W₃₂：残幅(歩道中心線と直角方向の影響部 W₂₁、W₂₂ の端から舗装の絶縁までが 50cm 未満は施工)

- ・路盤工の復旧幅 (W) = W₁ (最小幅 50cm)
- ・表層工の復旧幅 (W)

(1) W₃₁(残幅) ≥ 50cm、W₃₂(残幅) ≥ 50cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22}$$

(2) W₃₁(残幅) ≥ 50cm、W₃₂(残幅) < 50cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{32}$$

(3) W₃₁(残幅) < 50cm、W₃₂(残幅) ≥ 50cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31}$$

(4) W₃₁(残幅) < 50cm、W₃₂(残幅) < 50cm の場合

$$W = W_1 + W_{21} + W_{22} + W_{31} + W_{32}$$

3-5-5-3 横断占用が連続する場合の復旧幅

横断占用の最小幅は車道 3.00m、歩道で 1.00m であるが、連続して点在し占用をする場合は道路管理者及び占用者（申請者）と協議し決定するものとする。ただし、復旧幅の間隔が 3m 以下の場合は表層工（中間層工、基層工を含む）は全面復旧を行うこととする。

3-5-6 特殊舗装の路面復旧幅

カラー舗装、インターロッキング舗装等アスファルト舗装以外の特殊舗装の復旧工法は、原則として既設特殊舗装構成と同一とし、復旧幅については美観上の要素もあるため、道路管理者及び占用者（申請者）と協議し復旧幅を決定するものとする。

4 砂利道の場合

4-1 埋戻し及び埋戻し材

舗装道の場合と同じとする。

4-2 路盤工

路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、締固め後の仕上り厚 20cm とし、タンパー、振動コンパクター、振動ローラ、タイヤローラ、マカダムローラ等にて転圧し、所定の締固め度を得ること。また、路盤厚は 20cm とする。

4-3 路盤材料

路盤材料は、再生下層路盤材、クラッシャーラン又は中央混合方式によるセメント（石灰）安定処理材（セメント安定処理一軸圧縮強さ〔7 日〕0.98MPa、石灰安定処理一軸圧縮強さ〔10 日〕0.7MPa 以上）とする。

5 軟弱地盤の場合

軟弱地盤及び砂質地盤を掘削する場合は、土留工等を施工し、崩壊を防止する工法をとること。

6 完了の確認及び補修命令

浜松市発注工事など検査体制が整っている占用工事については、省略することができる。その他の占用工事については、浜松市道路占用許可事務取扱要領第 16 条の規定に基づき工事について完了の確認を行い、き裂等の損傷が生じた場合は同要領第 17 条の規定に基づき補修を命ずるものとする。

7 その他

「熔融スラグ有効利用ガイドライン（浜松市）」に基づき熔融スラグ入りの製品を使用することとするが、材料が不足する場合又は使用数量が 50 トン以下の場合、道路管理者の許可を得た上で、通常の製品を使用できるものとする。

占用工事舗装復旧標準構造図

アスファルトコンクリート舗装(車道) 工法別-(1)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通		
道路舗装構造図											
	使用材料表	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	埋	表層工	再生密粒アスコン ^⑬	表層工	密粒アスコン ^⑬	表層工	別表による	表層工	別表による	表層工	別表による
	戻	—	—	—	—	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による
	土	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理粒調砕石(M-30)
	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュラーン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュラーン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュラーン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュラーン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュラーン(C-30)	
	下層路盤面より1.00mまで (C)		盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシュラーン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)				備 考 △ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤) 施工 ▲ プライムコート(PK-3) 施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。				
	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B)		盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシュラーン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)								
	掘削底から管天10cmまで (A)		0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)								

占用工事舗装復旧標準構造図

アスファルトコンクリート舗装(車道) 工法別-(2)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通	
道路舗装構造図										
	(TA=14.5) (H=35cm)		(TA=16.75) (H=40cm)		(TA=21.75) (H=45cm)		(TA=29.0) (H=70cm)		(TA=38.5) (H=85cm)	
使用材料表	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層工	再生密粒アスコン ^⑬	表層工	密粒アスコン ^⑬	表層工	別表による	表層工	別表による	表層工	別表による
	—	—	—	—	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による
	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理
	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理
埋戻し土	下層路盤面より1.00mまで (C)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B)	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)	掘削底から管天10cmまで (A)	0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)	備考 △ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ プライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。 上層路盤工の等値換算係数は、セメント・瀝青安定処理0.65、セメント安定処理0.55、石灰安定処理0.45 標準構造図は、上層路盤にセメント・瀝青安定処理を使用した場合であり、()書は石灰安定処理を使用した場合。			

占用工事舗装復旧標準構造図

【埋戻しにおいてタイヤローラによる締め固めが可能な場合】

アスファルトコンクリート舗装(車道) 工法別ー(3)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通	
道路舗装構造図										
使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
埋戻し土	表層工	再生密粒アスコン ^⑬	表層工	密粒アスコン ^⑬	表層工	別表による	表層工	別表による	表層工	別表による
	—	—	—	—	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による
	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理 粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理 粒調砕石(M-30)
	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)
下層路盤面より1.00mまで		盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)								
管天10cmから下層路盤下面1.00mまで										
掘削底から管天10cmまで										
(C)		盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)								
(B)										
(A)										
(A)		0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)								
備考		△ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ プライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。								

占用工事舗装復旧標準構造図

【埋戻しにおいてタイヤローラによる締め固めが可能な場合】

アスファルトコンクリート舗装(車道) 工法別- (4)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通		
道路舗装構造図											
	TA=14.0 H=25cm (TA=12.0) (H=25cm)	TA=14.0 H=25cm (TA=14.5) (H=35cm)	TA=19.0 H=30cm (TA=19.5) (H=40cm)	TA=22.75 H=45cm (TA=23.0) (H=50cm)	TA=29.75 H=50cm (TA=29.25) (H=60cm)						
使用材料表	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	
	表層工	再生密粒アスコン ^⑬	表層工	密粒アスコン ^⑬	表層工	別表による	表層工	別表による	表層工	別表による	
	—	—	—	—	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	
	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	
	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	
埋戻し土	下層路盤面より1.00mまで (C) 管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B) 掘削底から管天10cmまで (A)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)				盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)				0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)	
						備考	△ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ プライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。 上層路盤工の等値換算係数は、セメント・瀝青安定処理0.65、セメント安定処理0.55、石灰安定処理0.45 標準構造図は、上層路盤にセメント・瀝青安定処理を使用した場合であり、()書は石灰安定処理を使用した場合。				

占用工事舗装復旧標準構造図

ポーラスアスファルト舗装 工法別(1)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通		
道 路 舗 装 構 造 図											
	工種	名 称	工種	名 称	工種	名 称	工種	名 称	工種	名 称	
	表層工	ポーラスアスコン⑬	表層工	ポーラスアスコン⑬	表層工	ポーラスアスコン⑬	表層工	ポーラスアスコン⑬	表層工	ポーラスアスコン⑬	
	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	
	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理 粒調砕石(M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理 粒調砕石(M-30)	
下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシャーラン(C-30)		
埋 戻 し 土	下層路盤面より1.00mまで (C)		盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)				備 考	△ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ プライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。			
	管天10cmから下層路盤下面 1.00mまで (B)		盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)								
	掘削底から管天10cmまで (A)		0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)								

占用工事舗装復旧標準構造図

ポーラスアスファルト舗装 工法別-(2)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通	
道路舗装構造図										
	埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =19.0 H=30cm (T _A =17.0) (H=30cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =19.0 H=30cm (T _A =17.0) (H=30cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =21.5 H=50cm (T _A =21.75) (H=50cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =29.25 H=55cm (T _A =29.0) (H=70cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =38.0 H=75cm (T _A =38.5) (H=85cm)	
使用材料表	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬
	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による
	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理
	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理
埋戻し土	下層路盤面より1.00mまで (C)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)		埋戻し土	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B)	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)		埋戻し土	掘削底から管天10cmまで (A)	0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)
備考	備 ▲ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ プライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。 上層路盤工の等値換算係数は、セメント・瀝青安定処理0.65、セメント安定処理0.55、石灰安定処理0.45 標準構造図は、上層路盤にセメント・瀝青安定処理を使用した場合であり、()書は石灰安定処理を使用した場合。									

占用工事舗装復旧標準構造図

【埋戻しにおいてタイヤローラによる締め固めが可能な場合】

ポーラスアスファルト舗装 工法別- (3)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通		
道路舗装構造図											
	使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
		表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬
		基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による
		上層路盤工	粒調碎石 (M-30)	上層路盤工	粒調碎石 (M-30)	上層路盤工	粒調碎石 (M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理粒調碎石 (M-30)	上層路盤工	再生瀝青安定処理、瀝青安定処理粒調碎石 (M-30)
下層路盤工	再生下層路盤材 (RC-40) クラッシュアラン (C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材 (RC-40) クラッシュアラン (C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材 (RC-40) クラッシュアラン (C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材 (RC-40) クラッシュアラン (C-30)	下層路盤工	再生下層路盤材 (RC-40) クラッシュアラン (C-30)		
埋戻し土	下層路盤面より1.00mまで (C)		盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシュアラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)				備 △ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ プライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。 考				
	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B)		盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシュアラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)								
	掘削底から管天10cmまで (A)		0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)								

占用工事舗装復旧標準構造図

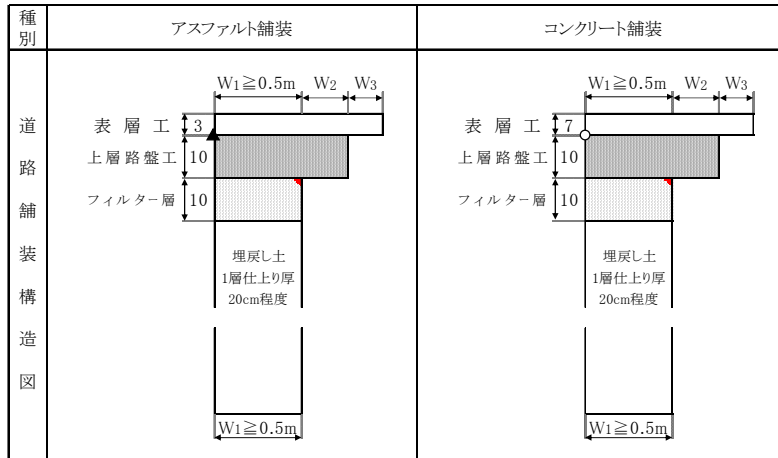
【埋戻しにおいてタイヤローラによる締め固めが可能な場合】

ポーラスアスファルト舗装 工法別一(4)

種別	N ₁ ~N ₃ 交通		N ₄ 交通		N ₅ 交通		N ₆ 交通		N ₇ 交通	
道路舗装構造図										
	埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =19.0 H=30cm (T _A =17.0) (H=30cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =19.0 H=30cm (T _A =17.0) (H=30cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =19.0 H=30cm (T _A =19.5) (H=40cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =22.75 H=45cm (T _A =23.0) (H=50cm)		埋戻し土 1層仕上り厚 20cm程度 T _A =29.75 H=50cm (T _A =29.25) (H=60cm)	
使用材料表	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称	工種	名称
	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬	表層工	ポーラスアスコン ^⑬
	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による	基層工	別表による
	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理	上層路盤工	中央混合式によるセメント・瀝青安定処理又は、セメント(石灰)安定処理
	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理	下層路盤工	中央混合式による石灰安定処理又は、セメント安定処理
埋戻し土	下層路盤面より1.00mまで (C) 盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)		管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B) 盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシャーラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)		掘削底から管天10cmまで (A) 0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)		備考 △ タックコート(高性能改質アスファルト乳剤又はゴム入りアスファルト乳剤)施工 ▲ フライムコート(PK-3)施工 既設舗装版の切断方法及び復旧方法は別途基準によること。 上層路盤工の等価換算係数は、セメント・瀝青安定処理0.65、セメント安定処理0.55、石灰安定処理0.45 標準構造図は、上層路盤にセメント・瀝青安定処理を使用した場合であり、()書は石灰安定処理を使用した場合。			

占用工事舗装復旧標準構造図

歩道部



種別	アスファルト舗装		コンクリート舗装	
	工種	名称	工種	名称
道路舗装構造図	表層工	別表による	表層工	コンクリート
	上層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュアラン(C-30)	上層路盤工	再生下層路盤材(RC-40) クラッシュアラン(C-30)
	フィルター層 (透水性舗装の場合)	砂	フィルター層 (透水性舗装の場合)	砂

使用	埋	下層路盤面より1.00mまで (C)	盛土材料取扱基準の路床材規定によるもの及び、(再生)クラッシュアラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚20cm程度とすること。)	備考 ○ 路盤紙施工(透水性舗装は除く) ▲ プライムコート(PK-3)施工(透水性舗装は除く) 車両乗入れ部については、表層工と既設舗装面の間にL型止水テープ又はクラック防止テープを使用すること。(カッター面との接着) 歩道乗入れ部の舗装構造については、別途承認工事事務必携P68を参照。
	戻	管天10cmから下層路盤下面1.00mまで (B)	盛土材料取扱基準の路体材規定によるもの及び、(再生)クラッシュアラン、中央混合式による石灰安定処理材、建設廃材等の再生材料で担当者の承認を得たもの (1層仕上り厚30cm程度とすること。)	
	し	掘削底から管天10cmまで (A)	0.075mmふるい通過量10%程度の砂又はスクリーニングス、スコリア (ただし、10%を超えるものについては別途協議すること。)	

別表

アスファルト混合物使用区分(通常合材)

交通量区分	令和7年度基準		
	表層用	中間層用	基層用
N7	密粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトII型A配合)	粗粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトII型B配合)	再生粗粒度アスファルト混合物(20) (B配合)
N6			
N5	密粒度アスファルト混合物(20) (改質アスファルトII型A配合)		再生粗粒度アスファルト混合物(20) (A配合) スラグ入※
N4	再生密粒度アスファルト混合物(13) (A配合) スラグ入 ※		
N1~N3	再生密粒度アスファルト混合物(13) (A配合) スラグ入 ※		

アスファルト混合物使用区分(排水性合材)

交通量区分	令和7年度基準		
	表層用	中間層用	基層用
N7	ポーラスアスファルト混合物(13) (改質アスファルトH型A配合)	密粒度アスファルト混合物(13) (改質アスファルトII型B配合)	再生密粒度 アスファルト混合物(13) (B配合)
N6			
N5			再生密粒度アスファルト混合物(13) (A配合) スラグ入※
N4			再生密粒度 アスファルト混合物(13) (A配合) スラグ入※
N1~N3			

凡例:	※市独自設定(溶融スラグ入)
	新配合材料(変更箇所:赤字)

注1) A配合: 突き固め回数50回 B配合: 突き固め回数75回

注2) 現場状況に応じて使用区分以外の材料を検討できるものとする

注3) 再生材が調達困難な地域は新材を使用

注4) 溶融スラグについては令和6年4月15日付け「溶融スラグ入り建設資材特記仕様書の改定について」を参照
なお、特記仕様書は同年9月1日に改定している